4　施設サービスを利用したい

主な高齢者向け住まい・施設の概要

種　　類	概　　要
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	原則要介護３以上であって身体上もしくは精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とするが、居宅において介護を受けることが困難な方が利用する施設です。
養護老人ホーム	原則65歳以上の、環境上の理由および経済的理由により、居宅での生活が困難な方を市町村の決定により入所させて養護する施設です。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、「介護の提供」「食事の提供」「洗濯掃除等の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設（委託による将来のサービス提供を約束する場合も含む）で老人福祉施設でない施設をいいます。 【入居者に介護が必要になった場合の対応で次の3類型に分けられます】 ◆健康型…退去 ◆住宅型…入居者自身の選択により外部の介護保険サービスを利用 ◆介護付…（下記のとおり）
介護付有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護）	特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護保険サービスを施設設置者が提供する施設です。
ケアハウス	60歳以上で、身体機能の低下または高齢等のため、独立して生活するには不安がある方が、自立した生活を維持できるよう、構造や設備の面で工夫された施設です。入居者の所得により負担（サービスの提供に要する費用）軽減制度があります。
認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	認知症高齢者に、小規模な生活の場において、共同生活の場を提供し家庭的な環境の中で介護職員等による生活上の指導・援助を行う施設です。
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	60歳以上の高齢等のため独立して生活することに不安のある方を対象に、高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンターからなる施設です。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法について、様々なタイプがあります。
シルバーハウジング	地方公共団体等による公営賃貸住宅で、高齢者の身体特性に配慮した設計の住宅です。生活援助員（ＬＳＡ）による相談、安否確認、緊急時対応サービスの提供があります。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とするが、在宅において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。

○利用できる方

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方。

原則、要介護３～５の方。

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

職員による食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

居住費、食費および日常生活費については、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

○入所申し込み先

入所を希望する各施設に直接お申し込みください。

○市内の特別養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（63～64ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４－２０９２（直通）

（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４－２０９３（直通）

養護老人ホーム

在宅においての生活が困難な方が入所する施設です。

○利用できる方

次のいずれにも該当する原則65歳以上の高齢な方で、市が入所を決定した方。

（１）入院加療を要する病態でないこと。

（２）家族の状況、住居の状況等現在おかれている環境において在宅で生活することが困難であると認められること。

（３）経済的事情により生活の状態が困窮していると認められること。

○サービスの内容

入所者の生活の場として、必要な介護、食事、入浴などの日常の生活の世話。

（レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。）

○費用負担

入所者本人の負担能力に応じて、別表２の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。入所者本人から費用徴収を行う場合であっても、その徴収額が養護老人ホームの措置費支弁額に満たない場合は、その差額の範囲内で、扶養義務者の負担能力に応じ、別表１の扶養義務者の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。

○入所申し込み先

高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

○市内の養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（64ページ）をご覧ください。

別表１　　扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者		0
C１	A階層およびB階層を除き、前年分の所得税非課税の者	前年度分市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C２		前年度分市町村民税所得割課税	6,600
D１	A階層およびB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D２		30,001～　80,000	13,500
D３		80,001～　140,000	18,700
D４		140,001～　280,000	29,000
D５		280,001～　500,000	41,200
D６		500,001～　800,000	54,200
D７		800,001～1,160,000	68,700
D８		1,160,001～1,650,000	85,000
D９		1,650,001～2,260,000	102,900
D10		2,260,001～3,000,000	122,500
D11		3,000,001～3,960,000	143,800
D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る、措置費の支弁額

別表２　　養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
	円　　円	円
1	0 ～ 270,000	0
2	270,001 ～ 280,000	1,000
3	280,001 ～ 300,000	1,800
4	300,001 ～ 320,000	3,400
5	320,001 ～ 340,000	4,700
6	340,001 ～ 360,000	5,800
7	360,001 ～ 380,000	7,500
8	380,001 ～ 400,000	9,100
9	400,001 ～ 420,000	10,800
10	420,001 ～ 440,000	12,500
11	440,001 ～ 460,000	14,100
12	460,001 ～ 480,000	15,800
13	480,001 ～ 500,000	17,500
14	500,001 ～ 520,000	19,100
15	520,001 ～ 540,000	20,800
16	540,001 ～ 560,000	22,500
17	560,001 ～ 580,000	24,100
18	580,001 ～ 600,000	25,800
19	600,001 ～ 640,000	27,500
20	640,001 ～ 680,000	30,800
21	680,001 ～ 720,000	34,100
22	720,001 ～ 760,000	37,500
23	760,001 ～ 800,000	39,800
24	800,001 ～ 840,000	41,800
25	840,001 ～ 880,000	43,800
26	880,001 ～ 920,000	45,800
27	920,001 ～ 960,000	47,800
28	960,001 ～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額× 0.9÷12月＋81,100円 （100円未満切捨て）

有料老人ホーム（住宅型）

○利用できる方

施設により、60歳以上、65歳以上と定められています。（施設ごとに利用対象者を定めているため、各施設に確認してください。）

○サービスの内容

健康管理・食事等などの提供を行います。介護が必要になった場合、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○費用負担

家賃・食費・管理費・水道光熱費などを各事業所が金額設定しています。

また、入居に際する必要経費を別途設定しているところもあります。詳細は各施設に確認してください。

※介護保険を利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各有料老人ホームに直接お申し込みください。

○市内の有料老人ホーム（住宅型）

高齢者福祉施設一覧（65～68ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先　介護保険課 支援係　電話２１４−２０９３（直通）

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

○利用できる方

主に日常生活において介護が必要な方。

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

食事、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話を行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃および食費などについては、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各介護付有料老人ホームに直接お申し込みください。

○市内の介護付有料老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（69ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４−２０９２（直通）
（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４−２０９３（直通）

軽費老人ホーム（ケアハウス）

高齢者が自立した生活を送れるように工夫された施設です。

○利用できる方

60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらか一方が60歳以上）の高齢者で自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため自立した生活をするには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方。

○サービスの内容

各種相談、在宅サービスなどの有効な利用についての紹介、手続き、食事、入浴の準備、緊急時に対応します。また、車いすでも利用できるなど高齢者に配慮した構造、設備になっていて、入居者が介護を必要とする状態になった場合には、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○費用の負担

（１）食費等の生活費（上限額）　51,807円
（11月～３月冬期加算2,712円）
（２）サービスの提供に要する費用　入居者の収入により負担（別表１）
（３）居住に要する費用　一括支払い、分割支払い、併用方式

※介護保険サービスを利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○入居申し込み先

入居を希望する各ケアハウスに直接お申込みください。（64ページ）

別表1　　サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		本人からの徴収月額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000
15	2,800,001 ～ 2,900,000	78,000
16	2,900,001 ～ 3,000,000	85,000
17	3,000,001 ～ 3,100,000	92,000
18	3,100,001円以上	全　額

★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

○利用できる方

要支援２～要介護５の方で、認知症である旨の医師の診断がある方。
（原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

認知症の方が、５人～９人の少人数を単位とした共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で、食事、洗濯、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃および食材料費等については、各事業所で料金設定をしているため、詳細は各事業所に確認してください。

○入居申し込み先

入居を希望する各グループホームに直接お申込みください。

○市内のグループホーム

高齢者福祉施設一覧（69～71ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４－２０９２（直通）
（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４－２０９３（直通）

生活支援ハウス

高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンター（通所部門）からなる福祉施設です。

○利用できる方

岐阜市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らしの方、または家族による援助を受けることが困難な方であって、原則として要介護・要支援認定で、非該当、または、要支援程度の認定を受け、高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入居できます。ただし、自炊ができることを原則とします。

○サービスの内容

（1）利用者に対し各種相談および助言を行うとともに、緊急時の対応を行います。

（2）利用者が虚弱化等に伴い通所介護、訪問介護等の介護サービスまたは保健福祉サービスを必要とする場合に、サービスの利用手続きの援助を行います。

（3）利用者と地域住民との交流を図るための各種事業を行い、交流のための場を提供します。

○利用料

（1）居住部門利用者負担は、入居者の収入により負担します。（別表１）

（2）光熱水費は、実費負担となります。

（3）その他、食事等の生活費は自己負担となります。

※入居者の決定は、市が行い、社会福祉法人髙佳会に委託し運営します。

○入居申し込み先

高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

○市内の生活支援ハウス

施　設　名	所　在　地	電話番号	定員
いきいき	北一色10丁目38番地1	213-1294	9人

別表１　　生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額（月額）
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円 ～ 1,300,000円	4,000円
C	1,300,001 ～ 1,400,000	7,000円
D	1,400,001 ～ 1,500,000	10,000円
E	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000円
F	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000円
G	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000円
H	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000円
I	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000円
J	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000円
K	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000円
L	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000円
M	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

（注１）この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないと市長が認めたものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいう。

（注２）月の中途で入・退所した日の属する月の利用者負担月額は、次の算式により算出した額（１円未満切り捨て）とする。

利用者負担月額×（当該月の実入居日数÷当該月の実日数）

★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４－２１７２（直通）

サービス付き高齢者向け住宅

○利用できる方

60歳以上または要支援１～要介護５の60歳未満の方（以下「高齢者」という。）で、次の１または２に該当する方。

１．単身高齢者世帯

２．高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要支援１～要介護５の60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると市長が認める方）

○サービスの内容

状況把握サービス、生活相談サービスを行います。（その他、施設によっては、介護・医療・生活支援サービスが提供、併設されている場合もあります。）

○標準的な費用負担（１月当たり）

（１）家賃　約３万～約14万円

（２）共益費　約１万～約４万円

（３）状況把握・生活相談サービス利用料　０～約３万円

※その他サービス料については、提供されるサービスの種類により異なるため、詳細は各施設に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各施設に直接お問い合わせの上、お申し込みください。

○市内のサービス付き高齢者向け住宅

高齢者福祉施設一覧（71～74ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先　まちづくり推進部 住宅・空家対策課 政策調整係
電話２１４－７００９（直通）

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者の世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、在宅生活を支援することを目的とした住宅です。

○利用できる方

高齢者世帯（60歳以上の単身、夫婦、２名の親族による世帯）の方のための住宅です。

○サービスの内容

日中は、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が常駐し、入居者の生活支援を行います。入居者は、必要に応じ、次の生活支援サービスを受けることができます。また、緊急通報装置が設置されており、固定電話回線を使用することにより、「緊急ボタン」を押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけます。

・生活指導、相談
・安否確認（毎日２回）
・一時的な家事援助
・緊急時の対応
・関係機関等との連絡
・その他日常生活上必要な援助

○費用

生活支援サービスに対する利用料の負担はありません。
（毎月の家賃等は自己負担となります）

○申し込み先

岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所にお問い合わせの上、お申し込みください。

○市内のシルバーハウジング

施　設　名	所　在　地
ふれあいハウス白山	鶴田町3丁目7－4

★問い合わせ先　岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所　電話２６５－３９０１（直通）